

令和8年8月7日
総務部

職員の処分について

令和8年8月7日、次の2つの事案で、それぞれ、職員に対する懲戒処分を行いました。

Ⅰ 被処分者、処分事案の概要及び処分の理由

(1) 交通事故(人身事故)における救護措置義務違反等に係る職員の処分

被処分者、処分事案の概要及び処分の理由	
被処分者	当事者 北波多市民センター地域支援グループ 副グループ長(係長級) 50代・男 懲戒処分:停職3月
処分事案の概要	被処分者は、令和8年3月10日に自家用車を運転中、交差点の横断歩道上で自転車との接触事故を起こし、相手方に加療約1週間を要する怪我を負わせたにもかかわらず、相手方を救護する等必要な措置を講じず、かつ直ちに警察に報告しなかったもの。
処分の理由	当事者 地方公務員法第29条第1項第1号「法令等に違反した場合」、同項第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合」

(2) 事務処理遅延及び虚偽報告に係る職員の処分

被処分者、処分事案の概要及び処分の理由	
被処分者	当事者 市民環境部市民課 副主査 30代・女 懲戒処分:減給10分の1・6月 (令和5~6年度当時:厳木市民センター総務・福祉課 副主査、 令和7~8年度当時:厳木市民センター地域支援グループ 副主査)
	管理監督者 厳木市民センター地域支援グループ グループ長(課長級) 50代・男 懲戒処分:戒告
	厳木市民センター地域支援グループ 副グループ長(係長級) 50代・女 懲戒処分:戒告

処分手案の概要	被処分者は、令和5年10月から令和8年5月までに身体障害者手帳の再交付、身体障害者（児）補装具費の支給決定及び高額障害福祉サービス等給付費等の支給に係る事務を怠るとともに、事務遅延の事実を隠蔽する意図をもって、申請者及び上司に対して、虚偽の回答、報告を行ったもの。
処分の理由	当事者 地方公務員法第29条第1項第1号「法令等に違反した場合」、同項第2号「職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合」、同項第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合」 管理監督者 地方公務員法第29条第1項第2号「職務を怠った場合」

2 処分年月日

令和8年8月7日（金）

（本件の問い合わせ先）

総務部 人事課

担当：大石、江里口

電話：直通 72-9185（内線1440）